

入札公告

内閣府日本学術会議事務局において、下記のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月19日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 田口 和也

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務
- (2) 仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 契約条項 入札説明書のとおり
- (4) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 履行場所 日本学術会議庁舎（東京都港区六本木7-22-34）
- (6) 入札方法 入札金額は総価を記載することとし、詳細は入札説明書参照のこと。

なお、落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子入札・開札システムの利用

本案件は、電子入札・開札システム対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

3 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 事前審査資料を期限までに提出し、審査の結果、入札の参加を認められた者であること。

4 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

所在地 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係
電話番号 03-3403-1930

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年3月7日（金） 午後2時
- (2) 場所 内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室（5階504号室）

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した者の入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

10 その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務

本調達案件は、紙による入開札手続きと併せて「電子入札・
開札システム」を利用した入開札手続きをとる

URL <http://www.e-procurement.cao.go.jp/>

内閣府日本学術会議事務局

目次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所
6. 入札に当たっての注意点
7. 郵便による入札書等の受領期限
8. 入札・開札執行の日時及び場所
9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 入札及び開札
12. 入札の無効
13. 契約書作成の要否及び契約条項
14. 落札者の決定方法
15. 再度入札
16. その他
17. 問い合わせ先

別記様式	1	入札書
別記様式	2	委任状
別記様式	3	契約書（案）
別記様式	4	確約書
別	記	暴力団排除に関する誓約事項
別	紙	仕様書
		事前審査資料提出要領
別	添	適合証明書

入札説明書

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 田口 和也
- (2) 所属する部局 日本学術会議事務局
- (3) 所在地 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約条項 別記様式3「契約書(案)」のとおり
- (4) 契約期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 履行場所 日本学術会議事務局(東京都港区六本木7-22-34)

3. 競争の方法

一般競争入札による。

4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度内閣府所管競争参加資格審査(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 下記6のとおり、事前審査資料を期限までに提出し、審査の結果、入札の参加を認められた者であること。

5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係

6. 入札に当たっての注意点

入札に当たっては、別紙事前審査資料提出要領に記載の必要書類及び下記11.(10)に記載された資格審査結果通知書の写しを平成26年2月28日(金)正午までに、内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係に提出しなければならない。同証明書等の審査の結果、入札参加の可否を3月3日(月)までに提出のあった全者へ連絡する。

7. 郵便による入札書等の受領期限

平成26年3月7日(金)午前9時30分

8. 入札・開札執行の日時及び場所

平成26年3月7日(金)午後2時

内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室(5階504号室)

また、電子入札・開札システムによる入札の場合には、上記の執行日時までに当該システムに定める手続きに従い、入札書を提出しなければならない。なお、通信状況により執行時刻までに電子入札・開札システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11. 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

また、電子入札・開札システムによる入札参加者は、電子入札・開札システム操作説明書を熟読の上、入札しなければならない。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者の入札金額は、仕様書に基づく価格のほか、契約履行に要する一切の諸経費を含むものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書（別記様式1）を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

ただし、電子入札・開札システムにより入札する場合は、当該システムにより提出することとする。

(4) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載し、封印の上、公告に示した日時までに内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係に提出しなければならない。

- ・ 入札金額（総価）
- ・ 件名
- ・ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印（代理人等をして入札させるときは、その代理人等の所属する法人名及び代理人等の氏名及び押印）

(5) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(6) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別記様式2）を提出しなければならない。

ただし、電子入札・開札システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きをすることとし、入札までに手続きを終了しておかなければならない。

(7) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。

(8) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。

(9) 入札参加者は、入札書の提出（電子入札・開札システムにより入札した場合を含む。）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別記）に誓約したものとす
る。代理人をして入札した場合においても同様とする。

(10) 入札参加者は、上記6に記載の必要書類提出時に資格審査結果通知書の写

しを提出しなければならない。

(11) 開札は、入札参加者の立会いの下で行う。ただし、入札参加者で出席しない者がいるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

また、電子入札・開札システムによる入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

12. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 前記11-(4)に掲げる事項の記載のない入札書
- (4) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (8) 前記11-(7)に違反した入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

13. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、契約書（案）（別記様式3）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、落札金額（前記11-(2)参照）とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (4) 契約締結の際に、確約書（別記様式4）も併せて提出しなければならない。

14. 落札者の決定方法

- (1) 上記6に記載の必要書類を提出し、審査を受けて入札参加を認められた入札

者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 前号の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭で通知する。また、電子入札・開札システムによる入札参加者には開札結果通知書を送信する。

15. 再度入札

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をするものとする。

なお、電子入札・開札システムにおいては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに、当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。

- (2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

16. その他

- (1) 落札業者は、落札後速やかに、臨時勤務に係る単価について、支出負担行為担当官あて見積書(様式任意。ただし、社印、代表者印を押印すること。)を提出すること。なお、単価に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (2) 前項の見積書による臨時勤務単価が、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内に達しない場合は、支出負担行為担当官と落札者が協議し、決定するものとする。
- (3) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。
- (4) 確認の対象となる入札者は入札理由、入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況についての資料

提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

- (5) 入札参加業者名、入札金額については、電子入札・開札システム上で公表することとする。
- (6) 本件は、平成26年4月1日以前に平成26年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行うこともある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

17. 問い合わせ先

(入札・仕様書等について)

内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 遠藤

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

電話番号 03(3403)1930

FAX 03(3403)1075

※問い合わせは文書（FAXも可）にてお願いいたします。

(電子入札・開札システムの利用について)

ヘルプデスク

電話番号 03(5348)4058

URL <http://www.e-procurement.cao.go.jp/>

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、
下記の金額により入札いたします。

記

1 件 名 平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務

2 入札金額 金 _____ 円也

住 所

社 名

社印

入札者名

印

入札書

平成26年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、
下記の金額により入札いたします。

記

1 件名 平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務

2 入札金額 金 _____ 円也

※ 仕様書に定める内容の履行に要する一切の費用を見積もること。

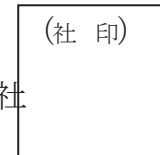
※ 見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

住所 〇〇県〇〇市〇〇〇

社名 △ △ △ 株式会社

入札者名 □ □ □ □

(社印)



印

※ 委任状に記載された受任者

※ 委任状と同じ印

委任状

私は、_____を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務に係る入札及び見積りに関する一切の権限
- ② 上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印
---------	---

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者名

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

(注) 代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。


委任状

(注) 実際に入札当日に入札を行う者

私は、 _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務に係る入札及び見積りに関する一切の権限
- ② 上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印 
---------	--

(注) 入札書と同じ印を押印すること

平成26年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

社 名 △ △ △ 株式会社  (社 印)

代表者名 代表取締役 □□  (代表者印)

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

(注) 代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。

委任状

私は、_____を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務に係る入札及び見積りに関する一切の権限

復代理人使用印鑑	印
----------	---

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者名


支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

(注) 復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。


委任状

(注) 実際に入札当日に入札を行う者

私は、 _____ を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務に係る入札及び見積りに関する一切の権限

復代理人使用印鑑	印 
----------	--

(注) 入札書と同じ印を押印すること

平成26年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

(社 印)

社 名 △ △ △ 株式会社

代表者名 代表取締役 □□ □□

(代表者印)

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

(注) 復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官日本学術会議事務局長 田口 和也 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。) とは、下記の条項により平成 26 年度日本学術会議庁
舎警備保安業務の請負契約を締結する。

記

(契約の目的)

第 1 条 本契約の目的は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 名 称 | 平成 26 年度日本学術会議庁舎警備保安業務 |
| 2 仕 様 等 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 契約期間 | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで |
| 4 履行場所 | 別紙仕様書のとおり |

(契約金額)

第 2 条 契約金額は金 円 (うち消費税及び地方消費税額 (以下
「消費税額」という。) 円) とし、内訳は別添 1 「契約金額内
訳書」のとおりとする。

2 乙は、甲から警備員の臨時勤務の要請を受けた場合はこれに応ずるもの
とし、その場合の臨時勤務単価は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------|---|--------|
| ① 臨時日勤 (1 人 1 時間あたり) | 金 | 円 (税抜) |
| ② 臨時 24 時間勤務 (1 人あたり) | 金 | 円 (税抜) |
| ③ 臨時夜勤 (1 人あたり) | 金 | 円 (税抜) |
| ④ 日勤の延長勤務 (1 人 1 時間あたり) | | |

(ア) 17:00~22:00 及び 5:00~8:00 金 円 (税抜)

(イ) 22:00~翌 5:00 金 円 (税抜)

3 上記①臨時日勤及び④日勤の延長勤務の勤務時間の算出にあたっては休
憩時間及び仮眠時間を除外するものとする。

4 消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72
条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づく税率を乗じて得た額とする。

5 上記①臨時日勤及び④日勤の延長勤務に掛かる費用の算出にあたっては
臨時勤務単価の 15 分単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金の納付はこれを免除する。

(債権譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害することはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、官署支出官日本学術会議事務局管理課長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第5条 乙は、契約を履行するに当たって、請負契約の全部を一括して再委託しては

ならない。

(再委託の承認)

第6条 乙が、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲は、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認するものとする。

なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、乙は、遅滞なく変更の届出を甲に提出し、同様に審査及び承認を得るものとする。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

(監督)

第7条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため会計法（昭和22年法律第35号、以下「法」という。）第29条の11第1項の規定に基づき、甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）をもって監督に当たらせることができる。

(警備員の服務及び行為等)

第8条 甲は、本業務を遂行するため派遣されている乙の警備員に対し、警備業務上一般に必要なと認められる権限を付与するものとする。

- 2 乙は、業務を行うに当たっては甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
- 3 乙は、乙の警備員の庁舎及び敷地内における受付、巡視等の警備保安業務上の行為について、すべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、乙の警備員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- 5 警備員の交替並びに警備に関する指揮・運営は、乙が行うものとする。
- 6 甲は、乙の警備員を不相当と認めたときは、乙に対して警備員の交替を求めることができる。
- 7 乙は、本業務を遂行することにより乙の警備員が負傷又は死亡した場合にはすべて乙の責任において処置するものとする。

(関係法令上の責任)

第9条 乙は、警備に従事する警備員に対する雇用者及び使用者として労働基準

法、労働安全衛生法その他同警備員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(費用の負担等)

第10条 業務遂行のため必要な次の施設等は、甲が無償で提供するものとする。

- ① 警備員の控室等
 - ② 業務遂行のため必要な電気、ガス、水道、仮眠用ふとん・シーツ類
- 2 乙は、前項に規定する施設等について、当該施設等の取締りは甲の指示に従わなければならない。

(警備報告書)

第11条 乙は、警備業務に関して、毎日の業務を報告書に記録し、これを監督職員に報告するものとする。

(業務の確認)

第12条 監督職員は、乙から前条の規定による報告を受けた場合においては速やかに警備業務の遂行等が適正であったか否かを調査し、適正であったときは、その旨の確認の通知を乙に対して行うものとする。

(代金の請求)

第13条 乙は、前条による通知を受けたときは、当該期間の業務に係る代金を、速やかに支出官に請求するものとする。

2 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に払わなければならない。

(支払遅延利息)

第14条 支出官は、約定期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、遅延利息として、請求金額に約定期間満了の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ年利3.00パーセントの率を乗じて得た金額を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払わないものとする。また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第15条 甲は、乙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為があったときは、契約履行未済金額の100分の10を違約金として徴収して本契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求すること

ができるものとする。

3 前項に規定する損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
(違約金等の徴収)

第16条 甲は、本契約に基づく第15条第1項による違約金及び第2項による損害賠償金又は甲の乙に支払うべき契約代金又は第13条第1項による支払遅延利息の額と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(危険負担)

第17条 乙の責めに帰することのできない理由により、業務を履行することができなくなった場合は、乙は、業務の履行義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙又は乙の警備員は、本契約履行上知り得た事項を他に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、保有個人情報の取扱いに関する特約条項については、別添2「保有個人情報の取扱いに関する特約条項」によるものとする。

(談合等の不正行為に関する特約条項)

第19条 甲及び乙は、談合等の不正行為に関する特約条項については、別添3「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第20条 暴力団排除に関する契約条項については、別添4「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(紛争の解決)

第21条 この契約書に明記していない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

(補 則)

この契約書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 東京都港区六本木7-22-34

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○

○○○○○ ○○ ○○

契約金額内訳書

年 月	税抜価格	消費税額	税込金額
平成 2 6 年 4 月	円	円	円
平成 2 6 年 5 月	円	円	円
平成 2 6 年 6 月	円	円	円
平成 2 6 年 7 月	円	円	円
平成 2 6 年 8 月	円	円	円
平成 2 6 年 9 月	円	円	円
平成 2 6 年 1 0 月	円	円	円
平成 2 6 年 1 1 月	円	円	円
平成 2 6 年 1 2 月	円	円	円
平成 2 7 年 1 月	円	円	円
平成 2 7 年 2 月	円	円	円
平成 2 7 年 3 月	円	円	円
合計金額	円	円	円

保有個人情報の取扱いに関する特約条項

1 個人情報に関する秘密保持の義務

乙は、個人情報に関する秘密保持の義務を負う。個人情報を第三者へ提供するなど漏えい等が発生することのないよう管理しなければならない。

2 再委託の制限又は条件に関する条項

乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。再委託する場合にあっては、乙は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 個人情報の複製等の制限に関する事項

乙は、契約業務に必要な範囲を超えて個人情報の加工、利用、複写、複製等をしてはならない。

4 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合は、直ちに甲へ報告するとともに、甲の指示に従わなければならない。

5 業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

乙は、業務終了後すみやかに個人情報の消去及び媒体の返却を行わなければならない。なお、個人情報の消去の方法について甲に報告するものとする。

6 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

甲は、乙が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができる。甲は、乙が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができる。甲は、乙が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができる。甲は、乙が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の

納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む)及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して

個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害に生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額)の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

確 約 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

⑩

当社は、「平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務」の一般競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する不正行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この確約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。

担当者及び連絡先

担当者氏名 _____

電話番号 _____

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

- 1 件 名 平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務
- 2 履行期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日
- 3 履行場所 日本学術会議庁舎
住 所：東京都港区六本木7-22-34
面 積：敷地面積3,004.75㎡
建築面積1,560.26㎡
延床面積7,324.53㎡
構 造：地上6階、地下1階
- 4 業務内容
 - (1) 本仕様書は、平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務についての仕様大要を示すものであるため、本仕様書に定めのない事項であっても、業務上必要と認められることは、監督職員、守衛職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指示により、契約の範囲内で誠実に実施するものとする。
 - (2) 請負業者は、日本学術会議の庁舎建物、土地、立木及びそれらに付随する機械器具等（以下「庁舎等」という。）の警備保安について、主に次の業務を行うものとする。

なお、業務の詳細については、別紙1「日本学術会議庁舎警備保安に関する細則」によるものとする。

 - ① 外来者に対する案内及び連絡等の受付業務に関すること。
 - ② 正門の開閉、正面玄関口及び通用口自動扉の開閉業務に関すること。
 - ③ 代表電話の時間外における電話交換業務に関すること。
 - ④ 国旗等の掲揚降下業務に関すること。
 - ⑤ 事務室、会議室及び倉庫等（以下「事務室等」という。）の施錠簿の授受及び管理業務に関すること。
 - ⑥ 庁舎等の巡視業務に関すること。
 - ⑦ 庁舎等の秩序の維持及び安全保持に関すること。
 - ⑧ その他、監督職員等の指示事項に関すること。

5 警備員の資格等

- (1) 警備員は警備保安業務に精通し、身体強健な者で、本仕様書で定める業務を支障なく従事できる者とする。また、本業務は平日夜間及び休日において警備員1人体制になることから、警備員は自ら業務についての内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上の者とする。
- (2) 請負業者は、警備員の警備保安業務経歴等の必要事項を記入し、当該警備員の社員証の写し及び顔写真を添付した名簿（様式は任意）を監督職員等に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、契約期間途中において名簿に変更が生じる場合は、監督職員等へ事前に連絡した上で名簿を再提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 警備員は、請負業者の制服・制帽等を着用し、請負業者が発行する身分証明書を常時携帯の上、業務を行わなければならない。
- (4) 警備員は、常に礼儀正しくし、規律を厳守し、監督職員等と相互に協力して庁舎等の警備保安を万全に行わなければならない。

6 警備員の配置等

- (1) 勤務時間区分については次のとおりとする。

（業務引継ぎのため勤務時間開始10分前に勤務に就くこと。）

 - ① 日勤 午前8時～午後5時のうち、監督職員等の指示する時間
ただし、上記時間内に適宜、休憩を取ることができる
 - ② 24時間勤務 午前8時～翌日午前8時
 - ③ 夜勤 午後5時～翌日午前8時
- (2) 請負業者は別紙2「守衛及び警備員勤務日割表」に基づき警備員を必要人数配置するものとし、月毎の警備員配置表を前月25日までに監督職員等に提出し承認を受けなければならない。

なお、やむを得ず配置されていた警備員が変更となる場合は、監督職員等に事前に連絡した上で、前記5(2)による名簿に記載された者の中から代替者を配置しなければならない。
- (3) 請負業者は、常に配置する警備員の質の向上に努めるものとする。
- (4) 請負業者は警備員に対して労働基準法、労働安全衛生法、その他法令上の全ての責任を負い、責任をもって管理するものとする。また、警備員の労働条件等について、労働基準法等に抵触しないよう細心の注意を払うものとする。
- (5) 受付業務は1階受付で行い、原則として平日午前8時30分から午後8時までとする。
- (6) 巡視は、原則として平日は適宜行い、平日夜間については午後11時から定期的に行うものとする。また、休日及び祝祭日においても同様に定期的

に行うものとする。

7 警備員の臨時勤務

(1) 業務上、警備員の臨時勤務が必要となる場合は、監督職員等から請負業者へ事前に要請することとし、請負業者はこれに応じなければならないものとする（別途有償とし、契約書で定めた臨時勤務単価を適用する）。

(2) 臨時勤務については、次の区分を設ける。

（業務引継ぎのため勤務時間開始 10 分前に勤務に就くこと。）

① 臨時日勤 午前 8 時～午後 5 時
のうち、監督職員等の指示する時間

② 臨時 2 4 時間勤務 午前 8 時～翌日午前 8 時

③ 臨時夜勤 午後 5 時～翌日午前 8 時

④ 日勤の延長勤務 午後 5 時～監督職員等の指示する時間

ただし、①臨時日勤及び④日勤の延長勤務については、上記時間内に適宜、休憩を取ることができる。

8 警備員の義務

- (1) 当局の規則及び慣行等を遵守すること。
- (2) 常に監督職員等と緊密な連携を保持すること。
- (3) 業務は信義原則にのっとり誠実に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密事項を他に漏洩しないこと。
- (5) その他監督職員等の指示に従うこと。

9 その他

- (1) 業務遂行に伴う光熱水料及び電話料は当局が負担する。
- (2) 警備員の警備用具に要する費用は請負業者が負担する。
- (3) 警備員詰所及び休憩所は、地下 1 階守衛室を守衛職員と共同使用するものとする。
- (4) 警備員に貸与する備品、消耗品については、更衣ロッカー、布団及び筆記具等の業務遂行上必要な最小限度のものとする。
- (5) 警備員は施設及びその他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、万一、損傷を与えた場合は速やかに修復するものとし、その費用は請負業者の負担とする。
- (6) 翌年度業務(H27. 4. 1～H28. 3. 31)についての競争入札の結果、当局が別業者に発注した場合には、請負業者と翌年度業者との業務の引継ぎを本件の契約期間内に行うことがある。その際は、請負業者は監督職員等の指示に従い、これに協力するものとする。
- (7) その他、詳細は監督職員等と協議の上、決定するものとする。

日本学術会議庁舎警備保安に関する細則

1 受付業務等について

(1) 外来者に対する応対等について

- ① 外来者（電話の対応も同様）に対しては親切丁寧に対応し、粗暴な態度があってはならない。
- ② 挙動不審と思われる者がいるときは、身分証明書の提示を求め、または氏名、用件を尋ねる等適切な処置をとること。
- ③ 銃器、凶器その他危険物を携帯する者、または許可なくして庁舎等を汚損するおそれのある物を持ち込もうとする者がいるときは、これを制止する等適切な処置をとること。
- ④ 精神錯乱または泥酔等により、他人に迷惑をかけるおそれのある者が庁舎内に入ろうとするときは、これを制止する等適切な処置をとること。
- ⑤ 日本学術会議会員、事務局職員等、関係者以外の入庁する者がいるときは、入退庁時間簿に記入させること。

(2) その他

- ① 事務室等の施錠簿は受付において授受し、厳重に管理すること。
- ② 正門、正面玄関口及び通用口自動扉は、原則として定められた時間（開閉：午前 7 時、閉門：午後 8 時）に開閉すること。ただし、特別な事情がある場合は、開閉時間を変更することができる。
- ④ 日本学術会議の代表電話交換業務は、時間外において、これを代行する。
- ⑤ 国旗等の掲揚降下は、特別の悪天候を除き、午前 6 時 30 分に掲揚し、午後 5 時に降下を行うものとする。
- ⑤ 日本学術会議の用務で庁舎敷地内に駐車しようとする者がいるときは、駐車申請書に記入させ、駐車許可証を発行すること。
- ⑥ その他、監督職員等の指示する事項について行うものとする。

2 庁舎等の秩序の維持、安全保持について

(1) 庁舎等の巡視業務について

- ① 事務室等の窓・扉等の施錠完否の点検、火気の点検及び消灯を確認する。
- ② 電灯、水道、ガス設備及び昇降機設備の使用状況及び保安状態に注意し、消火器等の防火設備状況を確認する。
- ③ 庁舎等の整頓及び清掃状態に留意する。

- ④ 侵入可能な場所を点検し、不審者が潜んでいないか確認する。
 - ⑤ 近火、暴風雨等警戒発令時、その他必要があると認めた場合、または監督職員等の指示があった場合には、巡視の回数を増やし、警戒を厳重に行わなければならない。
 - ⑥ その他警備目的上必要な事項、監督職員等の指示する事項について行う。
- (2) 秩序の維持、安全保持について
- ① 庁舎内に宿泊する者がある場合、氏名等を記録すること。
 - ② 許可なくして、みだりに庁舎等に集合し、または喧そうにわたる行為をする者があるときは、これを制止しなければならない。
 - ③ 許可なくして、庁舎等において物品の販売・宣伝等の行為をする者、または本来の目的以外に庁舎を利用しようとする者があるときは、これを制止しなければならない。
 - ④ 多数の者が陳情等の目的で庁舎等に立ち入ろうとする場合、当該行動が示威行動となるおそがあると認められるときは、これを制止しなければならない。
 - ⑤ 災害防止上危険な行為をする者があるときは、これを制止しなければならない。
 - ⑥ 庁舎等において、盗難・忘失・遺失物等の届出があったときは、その被害程度・場所・被害者または拾得者の氏名及び所属部署その他必要事項を聴取する等適切な処置をとること。
 - ⑦ 庁舎等において、不審者及び不法侵入者を発見した場合、これを制止し、または排除しなければならない。
 - ⑧ 庁舎等において、火災等の災害が発生した場合、直ちに適切な処置により、被害の拡大防止に努めなければならない。
 - ⑨ その他警備目的上必要な事項、監督職員等の指示する事項について行う。

3 業務上の秘密の保持について

- (1) 警備員は、職務上知り得た公務に関する秘密を当局以外に洩らしてはならない。
- (2) 警備員は、職務上知り得たプライバシーに関する秘密を他に洩らしてはならない。

4 業務の報告について

- (1) 緊急時及び非常時等における報告について
 - ① 盗難、忘失、遺失物等の届出があった場合は、監督職員等に報告する。
また、その状況によっては警視庁麻布警察署へ通報しなければならない。
 - ② 火災等の災害が発生した場合、その被害状況等を監督職員等に報告する。

また、その状況によっては東京消防庁麻布消防署等の関係各官署へ通報しなければならない。

- ③ その他、緊急事態が発生した場合は、直ちに監督職員等に通報するとともに関係各官署へ通報し、臨時の措置を講じて処置しなければならない。
- ④ その他、監督職員等の指示する事項について報告する。

(2) 報告の順位について

警備員は、前項によって監督職員等へ報告する場合、次の順位をもって報告するものとする。

- ・ 第1順位 日本学術会議事務局管理課守衛、または日本学術会議事務局管理課用度・管理係員
- ・ 第2順位 日本学術会議事務局管理課用度・管理係長
- ・ 第3順位 日本学術会議事務局管理課課長補佐
- ・ 第4順位 日本学術会議事務局管理課長

(3) 守衛日誌による報告について

警備保安状況及び処理状況等は、別途指定の守衛日誌に所要の事項欄に記載の上、監督職員等に毎日報告しなければならない。

守衛及び警備員 勤務日割表

◎:夜勤、○●:24時間、日:日勤

平成26年4月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
守衛職員	明	休	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	休	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	休	日	○	明	休
請負業者	●	●	日	●	●	◎	日	●	●	●	日	●	●	●	日	●	●	●	◎	●	●	●	日	●	●	●	◎	日	●	●
	日	日		日				日	日					日	日	日				日			日							日

請負業者の配置数 日: 18 ●: 21 ◎: 2

平成26年5月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
守衛職員	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	○	明	日	休	日	○	明	休	日	○	明	休	○	明	休
請負業者	●	日	●	●	◎		●	●	●		●	●	●	日	●	●		●	●	●	●	日	●	●	◎	日	●	●	日	●	●
						日	日				日			日	日				日			日					日	日		日	

請負業者の配置数 日: 15 ●: 21 ◎: 2

平成26年6月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
守衛職員	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	○	明	休	日	○	明	休	休	日	○
請負業者	◎	日	●	●	●	日	●	●	●	日	●	●	●		●	●	●	日	●	●	◎	●	●	●	日	●	●	◎	日	
			日	日						日	日				日			日			日			日			日	日		

請負業者の配置数 日: 16 ●: 20 ◎: 2

平成26年7月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
守衛職員	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	○	明	休	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日		
請負業者	●	●	●	日	●	●	●	日	●	●	●		●	●	●	日	●	●		●	●	◎	●	●	●	日	●	●	◎	日	●	●	●
	日	日							日	日				日			日	日				日			日				日	日			

請負業者の配置数 日: 16 ●: 23 ◎: 1

平成26年8月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
守衛職員	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	○	明	休	○	明	休	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日
請負業者	日	●	●	●	日	●	●	●		●	●	●	日	●	●		●	●	日	●	●	◎		●	●	●	日	●	●	◎	日
					日	日				日				日	日			日			日			日			日	日		日	

請負業者の配置数 日: 17 ●: 21 ◎: 2

平成26年9月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
守衛職員	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	休	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	休	日	○
請負業者	日	●	●	●	日	●	●	●	日	●	●	●		●	●	●	日	●	●	◎		●	●	●	日	●	●	●	◎	日
		日	日							日	日				日			日	日			日			日					

請負業者の配置数 日: 15 ●: 21 ◎: 1

平成26年10月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
守衛職員	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○
請負業者	●	●	●		●	●	●	日	●	●	◎		●	●	日	●	●	◎		●	●	●	日	●	●	◎	日	●	●	●	日	
	日	日			日			日	日				日		日	日			日	日			日				日	日				

請負業者の配置数 日: 18 ●: 20 ◎: 3

平成26年11月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
守衛職員	明	休	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休
請負業者	●	●	●	●	日	●	●	◎		●	●	日	●	●	◎		●	●	●	日	●	●	◎		●	●	●	日	●	●	
					日	日			日	日		日	日		日	日		日	日		日			日			日	日			

請負業者の配置数 日: 15 ●: 20 ◎: 3

平成26年12月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
守衛職員	日	○	明	休	休	○	明	休	日	○	明	休	日	日	○	明	休	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日
請負業者	●	日	●	●	●		●	●	●	日	●	●	◎	◎	日	●	●	●	●		●	●	◎	日	●	●	◎		●	●	◎
			日	日	日		日			日	日				日	日	日				日			日			日	日			

請負業者の配置数 日: 16 ●: 19 ◎: 5

平成27年1月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
守衛職員	○	明	休	日	○	明	休	休	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	休	○	明	休	日	○	明	休
請負業者		●	●	◎	日	●	●	●	日	●	●	◎	日	●	●	●		●	●	●	日	●	●	●		●	●	●	日	●	●
					日	日	日					日	日		日	日			日			日			日			日	日		日

請負業者の配置数 日: 16 ●: 21 ◎: 2

平成27年2月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
守衛職員	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	休	日	○	明	休
請負業者	◎	日	●	●	●	日	●	●	●	日	●	●	●		●	●	●	日	●	●		●	●	●	●	日	●	●	
			日	日								日			日			日	日			日	日			日			

請負業者の配置数 日: 14 ●: 20 ◎: 1

平成27年3月

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
守衛職員	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	日	○	明	休	休	日	○	明	休	日	○
請負業者	◎	日	●	●	●	日	●	●	●	日	●	●	●		●	●	●	日	●	●	◎		●	●	●	●	日	●	●	●	日
			日	日						日	日				日			日	日			日			日	日	日				

請負業者の配置数 日: 16 ●: 21 ◎: 2

請負業者の総配置数 日: 192 ●: 248 ◎: 26

平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務
に係る事前審査資料提出要領

1. (別添) 適合証明書を提出すること。
2. 適合証明書には以下の資料を添付すること。
 - ①各都道府県公安委員会発行の警備認定書(写)
 - ②配置警備員候補者の社員証(写)及び警備保安業務経歴書
(※配置警備員候補者は全員が自社の社員であり、実務経験3年以上の者とする。)
3. 支出負担行為担当官は、提出された書類を本件意外に提出者に無断で使用することはない。
4. 支出負担行為担当官が一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出も認めない。
5. 適合証明書に対する担当職員からの照会等に対し、速やかに対応すること。
6. 提出された適合証明書等の審査の結果によっては、入札に参加できない場合がある。

適 合 証 明 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

住 所

社 名

社印

代表者名

印

貴官が発注する平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務については、仕様書に適合することを証明いたします。

<添付資料>

- ① 各都道府県公安委員会発行の警備業認定書（写）
- ② 配置警備員候補者の社員証（写）及び警備保安業務経歴書
（※配置警備員候補者は全員が自社の社員であり、実務経験3年以上の者とする。）

[記載例]

別 添

適 合 証 明 書

平成26年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

社 名 △ △ △ 株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇〇〇

(社 印)

印

貴官が発注する平成26年度日本学術会議庁舎警備保安業務については、仕様書に適合することを証明いたします。

<添付資料>

① 各都道府県公安委員会発行の警備業認定書 (写)

② 配置警備員候補者の社員証 (写) 及び警備保安業務経歴書

(※配置警備員候補者は全員が自社の社員であり、実務経験3年以上の者とする。)

※ 上記資料を添付し、期限までに提出すること。